

報告第 6 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和8年8月27日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 13 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和8年7月31日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和8年1月30日 熊本市東区佐土原一丁目 地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	459,000円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和8年2月12日 熊本市中央区九品寺六丁目 地内	株式会社田崎 自動車工業 (車両所有者) 普通乗用車	153,294円	
3	令和8年3月5日 球磨郡錦町大字西地内	個 人 (所有者) ブロック塀	77,000円	

番 号	発 生 日 発 生 場 所	和 解 の 相 手 方 相手方の車両等	和 解 事 項
4	令和8年1月24日 八代市平山新町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
5	令和8年2月17日 荒尾市西原一丁目地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	
6	令和8年3月12日 八代市川田町西地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	